

西野神社崇敬奉賛会会則

第一条 名称

本会の名称を西野神社崇敬奉賛会(以下本会という。)と称する。

第二条 事務所

本会の事務所は北海道札幌市西区平和一条三丁目一番一号 西野神社社務所内に置く。

第三条 目的

本会は、年一回奉賛会大祭を斎行し、敬神の念を有する会員各位の更なるご安全を祈願し、神社の維持管理・境内整備事業及び例大祭をはじめとする祭祀に賛助し、以って祭神の神徳高揚を図り、神社の護持発展に寄与することを目的とする。

第四条 会員

本会の会員は敬神の念を有し、本会の趣旨に賛同する者を会員とする。
本会に入会しようとする者は入会申込書を提出し、年会費を納入しなければならない。

法人会員	一口	一万円以上
個人会員	正会員 一口	七千円以上
	準会員 一口	三千円以上

第五条 役員

本会は次の通り役員を置く。

会長	一名
副会長	若干名
会計	一名
監事	二名

本会の会長は西野神社責任役員総代長を充てる。

第六条 会議

- 1、会議は総会及び役員会とする。
- 2、総会は法人会員及び個人正会員を以て構成し、事業計画、収支決算等の重要事項を審議決定する。

3、総会は奉賛会大祭と同日に開催する。

第七条 付 則

1、本会則は総会の承認が無ければ変更できない。